

# 令和元年度 第1回 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 次第

日時：令和元年11月19日（火）

19時30分～21時30分

場所：甲南青少年研修センター 会議室

## 1. 開会

- ・市民憲章唱和
- ・あいさつ

## 2. 自己紹介

## 3. 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会について

## 4. 報告事項、議題

①平成30年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施状況について

②令和元年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施・計画について

- ・自然体験活動事業（ニンニン忍者キャンプ・キャンプcafe）について

- ・青少年活動セミナーについて

③青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルについて

## 5. その他

- ・資料 1 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 委員名簿」
- ・資料 2 「甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針」
- ・資料 3 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則」
- ・資料 4 「平成30年度青少年自然体験活動事業 実績一覧表」
- ・資料 5 「令和元年度青少年自然体験活動事業 計画一覧表」
- ・資料 6 「報告事項・議題」
- ・資料 7 「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	元える安心
うみだす活力	受けついで伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

## 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 委員名簿

区分	団体等	職名	氏名	委嘱日	任期
1	青少年 関係団 体代表 者	ガールスカウト	団委員長	佐々木美耶子	— H30.10.1～R02.9.30
2		ボーイスカウト	団委員長	横川 正己	— H30.10.1～R02.9.30
3		甲賀市青少年育成 市民会議	副会長	中島 繁	— H30.10.1～R02.9.30
4		甲賀市P T A連絡 協議会	土山支部支部長	大森 薫	R1.6.3 R01.6.3～R2.9.30
5	学識経 験者	滋賀県キャンプ協会	事務局長	吉久 義則	— H30.10.1～R02.9.30
6	行政関 係者	学校教育	多羅尾小学校校長	山本 広孝	— H30.10.1～R02.9.30
7		幼稚園・保育園	保育幼稚園課	和田 有企子	— H30.10.1～R02.9.30
8		自然体験活動施設	みなくち子どもの森 所長	小西 省吾	— H30.10.1～R02.9.30

## 資料2

### 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

#### (趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に關し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に關し基本的な事項等を定めるものとする。

#### (附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

#### (会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に關し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

#### (公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

#### (公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - イ 酒気を帯びていると認められる者
  - ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帶している者
  - エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者
  - オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者
  - カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穩に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。
  - ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

（その他）

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

（委任）

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

#### 付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第1号（第7条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年　　月　　日 ( ) 時　　分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第2号（第8条関係）

会議の概要報告	
1.会議の名称	
2.開催日時	年　月　日（　） 時　分～　時　分
3.開催場所	
4.議題	
5.公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6.出席者	
7.傍聴者数	人
8.会議資料	
9.議事の結果概要	
10.その他	

○甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則

平成26年1月29日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第3条の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第4条 委員会に専門的な事項の調査及び研究を行うため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



平成30年度 青少年自然体験活動事業実績一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施状況・時期等	意見等
(1)安全実施のための体制の確立と啓発	①青少年の自然体験における安全対策マニュアルの提供と活用	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの配布	自然体験活動を実施する青少年活動団体等へ「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」を配布する。	事業での配布は未、希望者に個別に配布	
	②自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立	青少年自然体験活動推進委員会での確認	青少年自然体験活動において、実施事業が安全に実施されたか精査をする。	青少年自然体験活動推進委員会の開催 ・第1回委員会：7月3日(火) 19:30～ 第2回委員会：3月6日(水) 19:30～	
	③安全に実施するための情報提供	自然活動支援センターの内容を活動団体等へ案内する。	自然体験活動を行う団体へ、ライフジャケット等安全に実施するための備品の貸出を案内する。	甲南青少年研修センター等において、備品の貸出しを案内	
		夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブックの配布(7月) ・配布部数 920部	
		自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報紙、あいコムこうかを利用して広く市民に啓発する。	・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報こうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発	
	④自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供	指導者研修会の実施	安全意識の向上と技術取得を目的とした研修会を実施する。  青少年の活動に関わる市内の各種団体等の方が、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会として実施する。	第1回青少年自然体験活動指導者等研修会 ・とき 6月19日(土) ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設 ・講師 青少年自然活動指導員 ・参加数 9名  青少年活動セミナー ・とき 2月16日(金)13:30～17:00 ・場所 甲賀市役所3階301会議室 ・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワーグショップ ・講師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん ・参加数 58名	
		青少年活動安全誓いのつどいの実施	甲賀市青少年活動安全誓いの日に四万十川での事故を教訓として、自然体験活動を安全に実施することの大切さを再認識する場として「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を実施する。	青少年活動安全誓いのつどい ・とき 7月31日(火) 19:00～21:00 ・場所 あいこうか市民ホール ・内容 「航空業界におけるヒューマンエラー対策とその実践」 ・講師 多摩川エアロシステムズ㈱ 技術部長 阿部 和利さん ・コーディネーター 関西学院大学 人間福祉学部人間科学科 教授・医学博士 甲斐 知彦さん ・参加数 602人	
		自然体験活動担当者等研修会の実施	自然体験活動に関わる職員等が、自然体験活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できる能力を高める。	担当職員研修 4回実施 ①5/18 演習「実践！事業危機管理マニュアル～企画・安全対策の大切さを考える～」 9人 ②5/25 講演「実技「野外活動における危険要素～アレルギー・応急手当・子どもの救命処置～」 20人 ③6/7 講演「～安全な自然体験活動のために～」の受講(滋賀県教育委員会主催「しがこども体験活動指導者研修会」)～参加 7人 ④6/14 実技「事業を安全かつ効果的に実施する～子どもたちの安全な野外活動の実施に向けて～」 7人	
(2)自然体験活動に対する理解の促進	①自然体験活動の大切さの理解を広める	自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報紙、あいコムこうかを利用して広く市民に啓発する。	・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報あいこうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発	
	②小さい頃から自然に接する機会の推進	夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブック配布 ・配布部数 920部	
		自然体験活動の実施	小学3・4年生を対象にキャンプの入門編を実施し、参加児童に対し少年期に自然とふれあう機会を提供する。	ニンニン忍者秋キャンプ ・とき 10月6日(土)～7日(日) ・場所 水口スポーツの森西キャンプ場 ・参加数 19人 ・対象 小学3・4年生	
			就学前幼児とその保護者を対象にキャンプの楽しさを体験する機会を提供する。	親子ディキキャンプ ・とき 11月17日(土)・18日(日) ・場所 水口スポーツの森西キャンプ場 ・参加数 17日 14組43人 18日 AM 14組42人 PM 12組42人	
		自然体験活動実施への指導・助言	小学生や未就学児等の団体に自然活動を積極的に実施してもらう支援を行う。	青少年自然活動指導員の派遣 (33件)	

平成30年度 青少年自然体験活動事業実績 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施状況・時期等	意見等
(2)自然体験活動に対する理解の促進	②小さい頃から自然に接する機会の推進	みなくち子どもの森の運営	未就学児や小学生を含む家族、保育園・幼稚園や小学校などの団体の利用の受入	<p>みなくち子どもの森の利用 (H30.4~H31.3)</p> <p>行事 ・こいもクラブ（農場を中心とした行事） 7回114人 ・観察会・工作、連続講座等 16回175人 ・しぜんさんぽ 10回105人</p> <p>団体などの受入 ・保育園・幼稚園 15件、712人 ・小学校（やまとこ舎む） 71件 3,546人 ・未就園の方の団体 21回 195人</p>	
	①指導者の発掘・登録などの指導体制の整備	指導者データベースの整備	広報等を利用して自然体験活動の知識や技能を持つ方々を把握するのと併せ、養成研修で資格を得た方々を登録し、子ども会等の青少年団体へ情報提供をする。	ボランティアを募集し、実施を検討	
	②自然体験活動指導者の養成	養成研修の実施	市民の方の中で、自然体験活動の知識や技術を持った方や興味のある方を対象に、研修を行い、指導者の養成を行つ。	<p>第1回青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とき 6月19日(土)</li> <li>・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設</li> <li>・講師 青少年自然活動指導員</li> <li>・参加数 9名</li> </ul> <p>青少年活動セミナー【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とき 2月16日(金)13:30~17:00</li> <li>・場所 甲賀市役所3階301会議室</li> <li>・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ</li> <li>・講師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん</li> <li>・参加数 58名</li> </ul>	
		指導者向け研修の受入や協力	みなくち子どもの森において、指導者向けの研修の相談があつた場合に、会場や企画等の協力をを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校や保育園・幼稚園の教職員向けの研修 5回、71人</li> <li>・団体が主催した指導者向け講習会 2件、約80人</li> </ul>	
(3)自然体験活動の指導者・団体の育成	③青年リーダー（ジュニアリーダー）の育成	リーダー養成キャンプの実施および養成講習会への参加	次代を担うリーダーとして活躍できる体制づくりを検討する。	<p>青年リーダー養成研修</p> <p>自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施(実施回数は7回 H30.6.9、7.14～15、7.21～22、7.28、8.5、9.23、11.11 延べ89人参加)</p> <p>ニンニン忍者夏キャンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とき 8月7日(火)～11日(土・祝)</li> <li>・場所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター・青年の城</li> <li>・参加数 29人</li> <li>・対象 小学4年生～中学3年生</li> </ul>	
	④自然体験活動を指導する団体への支援と育成	研修会の実施	指導者を対象に知識、技術面のスキルアップを目的とした研修会を実施する。また、セーフティハンドブックやマニュアルなど自然体験活動を安全に実施するための資料の提供を行う。	<p>第1回青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とき 6月19日(土)</li> <li>・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設</li> <li>・講師 青少年自然活動指導員</li> <li>・参加数 9名</li> </ul> <p>青少年活動セミナー【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とき 2月16日(土)13:30～17:00</li> <li>・場所 甲賀市役所3階301会議室</li> <li>・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ</li> <li>・講師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん</li> <li>・参加数 58名</li> </ul>	
	⑤市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置	情報交流会の実施	市内の自然体験活動を実施している団体の代表者による情報交換と研修会を実施し、指導者のレベルアップを図る。	<p>青少年活動セミナー【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とき 2月16日(金)13:30～17:00</li> <li>・場所 甲賀市役所3階301会議室</li> <li>・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ</li> <li>・講師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん</li> <li>・参加数 58名</li> </ul>	

平成30年度 青少年自然体験活動事業実績 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施状況・時期等	意見等
(4) 自然体験活動の機会と情報の提供	①市内の自然を活用した自然体験活動のプログラム開発と提供	青少年自然活動支援センター主催の事業実施	市内の小学生を対象にした自然体験活動(キャンプ、野外体験講座など)を実施する。	<p>ニンニン忍者夏キャンプ【再掲】            •とき 8月7日(火)～11日(土・祝)            •場所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター・青年の城            •参加数 29人            •対象 小学4年生～中学3年生</p> <p>ニンニン忍者秋キャンプ【再掲】            •とき 10月6日(土)～7日(日)            •場所 水口スポーツの森西キャンプ場            •参加数 19名            •対象 小学3・4年生</p>	
		各公民館主催の事業実施	各公民館において市内の自然を活かした青少年を対象にした自然体験活動の実施する。	市の委託事業である「夢の学習」において実施(自然体験教室、火起こし体験教室)	
		みなくち子どもの森の運営	未就学児や小学生を含む家族、保育園・幼稚園や小学校などの団体の利用の受入	みなくち子どもの森の利用 (H30.4～H31.3) 【再掲】 行事 •こいもクラブ（農場を中心とした行事） 7回114人 •観察会、工作、連続講座等 16回175人 •せんさんぽ 10回105人 団体などの受入 •保育園・幼稚園 15件、712人 •小学校（やまとこども） 71件、3,546人 •未就園の方の団体 21回 195人	
		②自然体験活動に関する事業の情報提供	自然体験活動情報紙の作成	市内外で実施される事業および安全実施の啓発などを掲載した冊子を作成し、市内の小学生・保護者および主な公共施設に配布する。 未実施	
	③自然体験活動を実施するための参考資料などの提供	市内の図書館、公民館への参考資料の設置	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルをはじめ、自然体験活動に関する書籍を設置する。特に7月～8月中については、特別コーナーを設置する。	特設コーナーの設置	
		みなくち子どもの森の運営	甲賀市の自然環境に関する普及	•自然館の展示 入館者数10,334人 •みなくち子どもの森園内整備（里山の自然環境保全につながる整備を実施した） •「甲賀市インターネット資料室」（閲覧数の集計なし） •「自然観察資料集」の増刷 1,000部 希望者に配布	
(5) 自然体験活動の場の確保と整備	①子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保	自然活動施設の整備	甲南青少年研修センター野外調理施設整備	甲南青少年研修センター野外調理施設の設置(平成29年度)	
		みなくち子どもの森の運営	里山の自然環境を活かした園内の環境整備を行い、自然館では甲賀市の自然に関する展示を行う。	自然館入館者 10,334人 大人4,261人、小中学生4,692人、幼児2,027人 団体・引率者・行事参加者含む 野外のみの利用(団体、行事参加者等) 1,599人 野外を散策される方 数多	
	②自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備	活動に要する資材の一括管理	青少年自然活動支援センター及び社会教育課所管で管理している自然体験活動で使用する機材をデータベース化して一括管理をする。	青少年活動の拠点施設となる甲南青少年研修センターにおいて一括管理を行なっている。研修施設として野外調理施設の整備を行う。 また、継続して、備品の貸出を行う。	
	③市内の自然体験活動施設の活用と整備	自然活動施設の定期点検	夏休み前に、キャンプ場をはじめ子どもたちが遊ぶ施設の安全確認の一斉点検を行う。	7月中旬に施設管理部局で実施	

## 令和元年度 青少年自然体験活動事業計画（実績）一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(1) 安全実施のための体制の確立と啓発	①青少年の自然体験における安全対策マニュアルの提供と活用	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの配布	自然体験活動を実施する青少年活動団体等へ「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」を配布する。	青少年活動セミナー(2月開催)において配布 ※指導者研修会(6月)は中止	
	②自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立	事業執行安全管理体制審査小委員会での確認	青少年自然体験活動において、実施事業が安全に実施されるか精査をする。	各自然体験活動事業実施前に小委員会にて審査を受ける	
	③安全に実施するための情報提供	自然活動支援センターの内容を活動団体等へ案内する。	自然体験活動を行う団体へ、ライフジャケット等安全に実施するための備品の貸出を案内する。	甲南青少年研修センター等において、備品の貸出しを案内	
		夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブックの配布(7月) 875部	
		自然体験活動を安全に実施するための啓発	広報紙、あいコムこうか等を利用して広く市民に啓発する。	・あいコムこうか行政情報番組を通じて啓発(7月27日～8月2日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報こうか7月号やHPなどの広報媒体により啓発	
	④自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供	指導者研修会の実施	安全意識の向上と技術取得を目的とした研修会を実施する。	第1回青少年自然体験活動指導者等研修会 ・とき 6月16日(日)中止 ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設 ・講師 青少年自然活動指導員  第2回青少年自然体験活動指導者等研修会 3月実施予定 ・とき 3月 ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設等市内施設で検討 ・講師 青少年自然活動指導員	
		青少年活動セミナーの実施	青少年の活動に関わる市内の各種団体等の方が、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会として実施する。	青少年活動セミナー ・とき 2月15日(土) ・場所 甲賀市碧水ホール ・内容 ハネルディスカッション:「リーダーの頭の中大公開！」 ワークショップ:「子どもたちの課題や未来を語り合おう」 情報交換会 ・コーディネーター:一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井正裕さん ・定員 50人程度	
		自然体験活動担当者等研修会の実施	自然体験活動に関わる職員等が、自然体験活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できる能力を高める。	①5月10日「自然体験活動の作り方～安全かつ効果的に実施するために」4人 ②5月17日「野外活動等における危険要素～アレルギー・応急手当・子どもの応急措置～」8人 ③5月22日「(実研修)事業を安全かつ効果的に実施する～子どもたちの自然体験活動の実施に向けて～」4人 ④5月30日『しがこども体験活動指導者研修会』「自然体験活動におけるリスクマネジメント」3人	
(2) 自然体験活動に対する理解の促進	①自然体験活動の大切さの理解を広める	自然体験活動を安全に実施するための啓発	広報紙、あいコムこうか等を利用しての啓発広く市民に啓発する。	・あいコムこうか行政情報番組を利用して啓発(7月27日～8月2日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報こうか7月号やHPなどの広報媒体により啓発	
	②小さい頃から自然に接する機会の推進	夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブック配布 875部	
		自然体験活動の実施	小学3・4年生を対象にキャンプの入門編を実施し、参加児童に対し少年期に自然とふれあう機会を提供する。	ニンニン忍者秋キャンプ ・とき 10月5日(土)～6日(日) 1泊2日 ・場所 水口スポーツの森西キャンプ場 ・参加人数 18名 ・対象 小学3・4年生	
			就学前児童とその保護者を対象にキャンプの楽しさを体験する機会を提供する。	ニンニンCamp Cafe ・とき 6月26日(水)3組7人 8月18日(日)4組11人 ・場所 甲南青少年研修センター及び 甲南中央運動公園内 ・定員 活動場所により考慮する ・対象 未就学児と保護者 今後の実施予定 12月4日	

令和元年度 青少年自然体験活動事業計画（実績）一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(2)自然体験活動に対する理解の促進	②小さい頃から自然に接する機会の推進	各公民館主催の事業実施	各公民館において市内の自然を活かした青少年を対象にした自然体験活動の実施する。	市の委託事業である「夢の学習」で実施	
		自然体験活動実施への指導・助言	小学生や未就学児等の団体に自然活動を積極的に実施してもらう支援を行う。	青少年自然活動指導員の派遣（実績報告25件）	
		みなくち子どもの森の運営	未就学児や小学生を含む家族、保育園・幼稚園や小学校などの団体の利用の受入	みなくち子どもの森の利用 (H31.4～R01.10) 行事 • こいもクラブ（農場を中心とした行事） 6回109人 • 観察会、工作、連続講座等 回人 • しぜんさんぽ 6回56人 団体などの受入 • 保育園・幼稚園 6件、310人 • 小学校（やまとこむ） 56件 2,357人 • 他にも、放課後等デイサービス、未就園の方の団体など多数	
(3)自然体験活動の指導者・団体の育成	①指導者の発掘・登録などの指導体制の整備	指導者データベースの整備	広報等を利用しながら自然体験活動の知識や技能を持つ方々を把握するのと併せ、養成研修で資格を得た方々を登録し、子ども会等の青少年団体へ情報提供をする。	ボランティアを募集し、実施を検討	
	②自然体験活動指導者の育成	養成研修の実施	市民の方の中で、自然体験活動の知識や技術を持つ方や興味のある方を対象に、研修を行い、指導者の養成を行う。	第1回青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】 • とき 6月【中止】 第2回青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】 • とき 2～3月 • 場所 甲南青少年研修センター野外調理施設等市内施設で検討 • 講師 青少年自然活動指導員	
		指導者向け研修の受入や協力	みなくち子どもの森において、指導者向けの研修の相談があった場合に、会場や企画等の協力をを行う。	(H31.4～R1.10) • 小学校や保育園・幼稚園の教職員向けの研修 4回、53人 • 団体が主催した指導者向け講習会 1回、23人	
	③青年リーダー（ジュニアリーダー）の育成	青年リーダー養成研修、キャンプ事業の実施	自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施  参加者には責任感、仲間作りのスキルを身につけ、地域や小・中学校で自信を持って活動できるジュニアリーダーを育成する機会の提供 青年リーダーには直接子どもたちを指導する体験を通して指導者としての実践を積む機会の提供	青年リーダー養成研修 自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施 5/19・6/23・6/30・7/7・7/14・7/20・7/26・8/4・8/7・8/11・9/14・9/21・9/22・9/28 14回 延べ 60人 ニンニン忍者夏キャンプ • とき ①7月6日、②7月27日【中止】③8月8～10日 ①②は日帰り ③は2泊3日 • 場所 水口スポーツの森西キャンプ場、甲南青少年研修センター周辺 • 定員 19人 予定（使用施設による） • 対象 小学4年生～中学3年生	
	④自然体験活動を指導する団体への支援と育成	研修会の実施	指導者を対象に知識、技術面のスキルアップを目的とした研修会を実施する。また、セーフティハンドブックやマニュアルなど自然体験活動を安全に実施するための情報の提供を行う。	青少年活動セミナー【再掲】 • とき 2月15日(土) • 場所 甲賀市碧水ホール • 内容 パネルディスカッション：「リーダーの頭の中大公開！！」 ワークショップ：「子どもたちの課題や未来について語り合おう」 情報交換会 • コーディネーター：一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井正裕さん • 定員 50人程度	
		団体への活動支援	自然体験活動を実施する団体が積極的に事業を実施できるように支援	施設利用時の使用料減免 青少年自然活動指導員の派遣（実績報告25件） 補助金の交付（青少年育成市民会議、ガールスカウト）	
	⑤市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置	情報交流会の実施	市内の自然体験活動を実施している団体の代表者による情報交換と研修会を実施し、指導者のレベルアップを図る。	青少年活動セミナー【再掲】 • とき 2月15日(土) 13:30～17:00 • 場所 甲賀市碧水ホール • 内容 パネルディスカッション：「リーダーの頭の中大公開！！」 ワークショップ：「子どもたちの課題や未来について語り合おう」 情報交換会 • コーディネーター：一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井正裕さん • 定員 50人程度	

令和元年度 青少年自然体験活動事業計画（実績）一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(4) 自然体験活動の機会と情報の提供	①市内の自然を活用した自然体験活動のプログラム開発と提供	KYTなどのプログラムの開発	甲賀市内の自然体験活動が実施できる場所を活用したKYT等のプログラムの開発	甲賀市内版のKYTプログラムの作成 ネイチャーゲーム、木の実クラフト、野外調理など指導者・所要時間・道具をパッケージ化し市内各地で出張実施の検討	
	②自然体験活動に関する事業の情報提供	自然体験活動情報紙の作成	市内外で実施される事業および安全実施の啓発などを掲載した冊子を作成し、市内の小学生・保護者および主な公共施設に配布する。	市内で実施される事業および安全実施の啓発を市ホームページ等で掲載実施	
(4) 自然体験活動の機会と情報の提供	③自然体験活動を実施するための参考資料などの提供	市内の図書館、公民館への参考資料の設置	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルをはじめ、自然体験活動に関する書籍を設置する。特に7月～8月中については、特別コーナーを設置する。	特設コーナーの設置(7月1日～8月31日)	
		みなくち子どもの森の運営	甲賀市の自然環境に関する普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然館の展示 甲賀市の自然(昆虫、化石など)に関する展示 (H31.4～R01.10の入館者数 7,730人)</li> <li>・みなくち子どもの森園内整備(里山の自然環境保全)</li> <li>・「甲賀市インターネット資料室」</li> <li>・「自然観察資料集」の配布 希望者へ</li> </ul>	
(5) 自然体験活動の場の確保と整備	①子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保	自然活動施設の整備	甲南青少年研修センター野外調理施設整備	野外調理施設の整備完了(平成29年度)	
		みなくち子どもの森の運営	里山の自然環境を活かした園内の環境整備を行い、自然館では甲賀市の自然に関する展示を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然館の展示 甲賀市の自然(昆虫、化石など)に関する展示 (H31.4～R01.10の入館者数 7,730人)</li> <li>・みなくち子どもの森園内整備(里山の自然環境保全)</li> </ul>	
	②自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備	活動に要する資材の一括管理	青少年自然活動支援センター及び社会教育課所管で管理している自然体験活動で使用する機材をデータベース化して一括管理をする。	青少年活動の拠点施設となる甲南青少年研修センターにおいて一括管理を行なっている。また、継続して、備品の貸出を行う。	
	③市内の自然体験活動施設の活用と整備	自然活動施設の定期点検	夏休み前に、キャンプ場をはじめ子どもたちが遊ぶ施設の安全確認の一斉点検を行う。	7月中旬に施設管理部局で実施	

## 報告事項・議題

1. 平成 30 年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施状況について  
・別紙参照（資料 4）

2. 令和元年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施・計画について  
（資料 5）

（1）青少年自然体験活動事業について（ニンニン忍者キャンプ・キャンプ Cafe）

### ①夏キャンプ

- ・実施日時：7月 6日（土）事前研修① 19人
- 7月 27日（土）事前研修②【台風接近により中止】
- 8月 7日（火）～11日（土）2泊3日 19人

・対象：小学校 4年生～中学校 3年生

・参加人数：19人

・実施場所：甲南青少年研修センター周辺、水口スポーツの森西キャンプ場

○昨年度までの4泊5日と違って、2泊3日では達成しきれないもの（仲間とのつながりの深さ、個人の葛藤を乗り越える、出来るという体験が自信に変わるなど）が見受けられたことから、良くも悪くも「体験で終わってしまう」感はある…リピーターの参加者は物足りなさを感じていた様子であった

○昨年度までの4泊5日から2泊3日に泊数・日数としては縮小しているが、事業実施のための事前準備や準備物はほぼこれまでと変わらず必要であり、労力的にはこれまでと変わりがない…スタッフ体制スリム化について検討の余地はあるが、当日の体制としては今回の人数が限界と思われる

○様々なタイプの参加者がおり、グループリーダーを務める大学生もたいへん苦慮していた様子であった…試作やこれまでの経験を活かせたメンバーもいれば、グループの統制がなかなかとれずに疲弊してしまったメンバーもあり、精神面でのサポートの重要性を感じた…それぞれに確かな経験を積み重ねており、今後の活動に期待をしたい

○これまでのキャンプで多かった調理器具（包丁やピーラー）による切り傷は事前学習で学習機会をもつたことも幸いしてか減少したが、クラフトナイフによる切り傷が目立った…不慣れな道具の使用と使用時の不注意によるものであるが、もう少し多くのスタッフが間近で観察や指導ができる体制が望ましかった

○台風や雨といった天候による事業への影響はこれまでから考慮されてきたが、近年は「暑さ」への対策が必須になってきている…本年も非常に暑く、気温は 30 度を超え、暑さ指数が厳重警戒を指す時間帯が非常に長かった…テントやタープによる日陰の確保や室内の利用など対策は講じているが、命にも関わることでもあることから本キャンプの開催時期についても一考の必要性がある

## ②秋キャンプ

- ・実施期間：10月 5日（土）～ 6日（日） 1泊2日
- ・対象：小学校3年生～小学校4年生
- ・定員：18人
- ・実施場所：水口スポーツの森西キャンプ場・ロッジ

○様々なタイプの参加者がおり、グループリーダーを務める大学生もたいへん苦慮していた様子であった…夏キャンプとの参加者の違いから起因して、参加児童に求めるもの（教育的效果）の程度の違いを改めて考えさせられる機会となった

○青年リーダーは皆試作に参加していたが、参加者を指導しながらの環境下では自身の想定と異なる場面があったり、うまくいかないことや十分に伝わらないことがあったりと、活動する中で色々体験し学ぶ場となっていた模様である…確かな経験として積み上げ、今後の活動に生かしてほしい

○参加対象者（小学校中学年児童）を考慮すると、集中力の持続する時間についての認識が甘かったように思う…学校生活のようにある程度メリハリをつけた時間割や活動場所の変更、指導者の交代にも検討の余地がある

○調理器具（ピーラー）による切り傷があった…不慣れな道具の使用と使用時の不注意によるものであると思うが、調理前の事前指導と調理中の指導が不十分とも言えず、参加者の体験機会と安全の両面の確保の難しさを改めて感じた

○ヒヤリハット事例として、虫メガネ利用による自然物観察時に虫メガネで太陽を直接見そうになった事例があった…直前に講師から使用時の注意点について説明があったが、その説明を聞いていなかった様子であった…ピーラーと同様に指導を行っていても参加児童が理解（認識）できていない可能性があるため、活動時の行動に注視する必要がある

## ③親子デイキャンプ（キャンプcafe）

- ・実施日時：6月26日（水）3組7人、8月18日（日）4組11人
- ・対象：未就学児と保護者
- ・定員：親子10組程度
- ・実施場所：甲南青少年研修センター 及び 甲南中央運動公園内

次回 12月 4日予定

## （2）甲賀市青少年活動セミナーについて

### ①開催の目的

このセミナーでは、青少年の活動に関わる市内の各種団体等の方々が、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会とし、参加された各種団体が互いに交流できる場とする。

②研修会テーマ

- ・パネルディスカッション「リーダーの頭の中大公開！！」
- ・ワークショップ 「子どもたちの課題や未来を語り合おう」

③内容

- ・パネルディスカッション
- ・ワークショップ
- ・情報交換

③主催

甲賀市教育委員会

④日時

令和2年2月15日（土）午後1時30分～午後5時（午後1時開場）

⑤会場

甲賀市碧水ホール イベントホール

⑥参加対象者

青少年活動団体の指導者、企業、青少年活動に関心のある方など

⑦定員 50人（申込制）